岩空基公示第１５号
２４．　５．２８

航空機用整備用器材の整備等

平成２４年度における航空機用整備用器材の整備等に関する契約希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

（公募実施権者）
契約担当官
海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長

記

１　調達品目等
平成２４年度における航空機用整備用器材の整備等
なお、募集対象は別紙第２のとおり。

２　公募に応募できる者の資格
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
（５）平成２２・２３・２４年度一般競争参加資格審査（全省庁統一資格）により中国地域の競争参加資格を有する者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。
（６）日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3　技術審査実施上の資格要件

（1）当該装置の整備等に必要な技術者を所要数従事させる体制を有すること。

（2）安全、品質保証及び保全体制を有すること。

（3）当該装置の整備取扱説明書に基づき整備できること。

（4）履行にあたって、ライセンスその他技術援助協定が必要とされる場合は、製造会社とライセンス及びその他の技術的協定を締結できること。

（5）下請業者への一部業務委託

当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託される業務に応じて（1）から（4）の各項目を満たすことを証明できること。

4　参加表明

応募する者は、別紙第１に示す「参加表明書」及び（1）、（2）に掲げる資料並びに次項に掲げる体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出するものとする。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（1）「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）

（2）会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

5　技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで技術資料の提出を省略することができる。

（1）過去５年間における最新の受注実績一覧表（実績がない場合省略可）

（2）第３項に規定する体制・能力等を証明する書類

（3）会社概要及び組織図

（4）第３項（5）に該当する場合は、下請（予定）企業一覧表

6　提出先及び応募受付期間

（1）提出先

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班

〒７４０－８５５５

山口県岩国市三角町２丁目

０８２７－２２－３１８１（内線６４４５）

（2）提出期間

平成２４年５月２８日（月）～平成２４年６月１５日（金）

（3）提出部数

参加表明書、技術資料共各２部（第４項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は１部）

（4）新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

7　技術資料の審査等

技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

8　審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

9　疑義の申立

（1）審査結果に疑義のある者は、契担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班

イ　時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前８時００分から午後４時４５分まで、ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（2）契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（3）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理

した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10　応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

（1）提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

（2）正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

（3）審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

（4）資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（5）提出資料は、原則として返却しないものとする。

（6）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

（7）契約後、直ちに役務に従事する者の立ち入り申請書を提出できること。

5

別紙第１

発　簡　番　号

年　月　日

（記入例）

岩国航空基地隊経理隊長　殿

株式会社　○○○○

代表取締役社長　○○　○○

参　加　表　明　書

平成２４年度における航空機用整備用器材の整備等に関する契約に応募します。

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）

２　会社の財政状況・経営成績を証する書類

３　技術資料一式

6」

別紙第２

募　　集　　対　　象

番号	件　　名	対象機器（部品番号）
１	プロペラガバナー試験装置も整備等	７３２－４０１６０ ７３２－９１６２６
２	空気系統試験装置の整備等	７３２－４０２６６－０９
３	ハイドロブースター試験装置の整備等	７３４－５０２５９